

【 利 用 上 の 重 要 事 項 】

(令和7年9月1日)

1 事業の運営理念

特定非営利活動法人（NPO）の理念に則り、常に奉仕の立場に立って、高齢者の皆さんが住み慣れた地域でお互いが支え合い、家庭的で暖かい生活環境の下で人間としての尊厳を大切にできる場所を提供する。また、認知症対応型共同生活介護（以下、事業という）においては、介護スタッフとともに共同生活を営み、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより入居者の社会的孤独感の解消や、心身の残存機能の維持向上並びに入居者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営理念とする。

2 法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム
法人所在地	城陽市寺田乾出北45番地
法人成立年月日	平成12年12月21日
代表者氏名	理事長 松野 伸哉
電話番号	0774-56-1950
FAX番号	0774-56-1955

3 事業所の概要

事業所名称	グループホーム友愛
事業所所在地	城陽市市辺中垣内4番地
指定年月日	平成15年12月1日
管理者氏名	杉浦 大輔
事業内容	認知症対応型共同生活介護
指定事業所番号	2672800147
介護保険	指定取扱事業所
電話番号	0774-57-0320
FAX番号	0774-57-0321

4. 役員並びに職員の概要

理事長	松野伸哉
副理事長	木原由佳里
理事	堀井政幸、今井利定、山田登志男、野田謙、大林育美、寺岡洋和、中嶋徹
監事	奥村卓史

5 介護体制の内容

<員数及び職務内容>

- (1) 管理者 常勤1人（業務に支障のない限りほかの職種との兼務を行えるものとする。）
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護者として介護に当たるものとする。また、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当職員 1人以上
 - ① サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - ② 入居者に応じて作成した介護計画の内容について、入居者及びその家族に対して、説明し同意を得る。
 - ③ （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を入居者及びその家族に交付する。
 - ④ 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、入居者の心身の状態や状況等を的確に把握し、入居者に対して適切な介助にあたる。
- (4) 介護職員 3人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1人以上配置する。）
介護職員は、①介護計画に基づき入居者心身の介護と残存機能の維持等日常生活に必要な介助にあたる。②新たな介護知識や技術を学習し、入居者それぞれの特性に合った介護を行う。③常に入居者の心身状況を的確に把握し、個別に応じた相談・援助等の生活指導の他必要な援助を行う。
- (5) 事務員1人
事務員は、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の請求事務を行う。

6 運用の概要

入居者対象地域	城陽市
利用対象者	認知症高齢者（介護保険認定者：要支援2、要介護1～5）
居室数と定員	1人部屋9室 定員数9名
営業日時	年中無休
協力医療機関	田坂歯科医院（田坂正博 Dr） ほりうち医院（堀内房成 Dr） 城陽市枇杷庄島ノ宮 36-8 城陽市市辺柿木原 25-1
	Tel 54-0281 Tel 56-5330
	Fax 54-1482 Fax 56-5354

7 介護体制時間

当事業所の介護体制は以下のとおりとする。

- (1) 7時から21時までは2名以上の介護体制とする。
- (2) 21時から翌日7時までは夜勤者・当直者の各1名の介護体制とする。

8 サービスの内容

- (1) 介護計画作成 入居者の心身状況、希望等を参考にした上で、入居者にとって望ましい認知症対応型共同生活介護計画を作成する。その内容は家族にも説明、交付する。又、サービス開始後も必要に応じて介護計画の見直しを行う。
- (2) 健康チェック 体温、血圧、脈拍、呼吸数等の測定による全身の健康状態の確認、服薬管理等。

- (3) 入浴介助 入居者の状況に合わせて入浴を介助する。
- (4) 食事介助 調理、後始末の共同作業及び摂取介助。
- (5) 生活援助 排泄、移動、保清等の日常活動動作の介助全般。
- (6) 機能訓練 心身機能の維持向上を図るため、趣味活動（会話、手芸、書道、絵画読書、カラオケ等）や音楽療法を行う。また、日常生活機能の回復実践を通じて心身の活性化を図る。

9 利用上の必要事項

(1) 利用に際しての提出（提示）書類

- ① 介護保険被保険者証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 老人保健法医療受給又は福祉医療受給者証
- ④ 医療費公費負担者証
- ⑤ 受診中の医師の診断書
- ⑥ サービス利用契約書又は短期利用契約書
- ⑦ 個人情報の利用に関する同意書

(2) 入居者入居条件

- ① 介助があれば、階段の昇り降りができること（身体の状況によりこの限りでない）。
- ② 感染症や特別医療行為の必要が無いこと。（相談に応じる）
- ③ 入所規律がおおむね守れる方
- ④ 入院が3ヶ月以上継続した場合は、入所契約は解約となる。
- ⑤ 他の入居者に対して宗教活動、政治活動、営利活動等を行わないこと。
（入居者、家族も同様）
- ⑥ 契約に基づく利用料金を支払うこと。
- ⑦ 入居者と家族の関わりを大切にするため、少なくとも月に2回以上、入居者を家族の自宅へ連れ帰り外泊させるか、一緒に外出するか又は面会（同室での宿泊も可）に訪れるものとする。但し、身寄りのない人等特別の事情のある場合はこの限りではない。
- ⑧ 主治医の診断書等により、入居申込者が認知症の状態にあること。

10 利用に際しての持参品

- (1) ベッド、小型整理タンス等必要な持ち込み品については、事前に管理者と相談して決定をすること。
- (2) 季節にあった衣類・タオル・靴下・運動靴・その他身回り品。
- (3) 以上のものには、洗濯で消えないように油性マジック等で氏名を明確に書いておくこと。
- (4) 服用中の薬（主治医の指示通り）。
- (5) 使用中の杖、車イスなどの福祉用具類。

11 入居に必要な諸費用と支払い方法

- (1) 入居時に必要な保証金（但し、短期入居者については不要とする）

入居保証金	120,000 円	退居時に全額返却
-------	-----------	----------

入居に際し、入居者は「入居保証金」を支払うものとする。「入居保証金」は退居時に全額返却するものとする。但し、保証金は、利用料金が2ヶ月分滞納になった場合、その支払いに充当する。又、入居者の責で居室等に著しい汚損破損を与えた場合はその修復に要した実費を退居時に保証金から差し引くものとする。

(2) 介護保険法に基づくサービス基本利用料

介護度	介護保険費用	利用者負担額			備 考
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
要支援2	7,815円	782円	1,563円	2,345円	1日当たり
要介護1	7,856円	786円	1,572円	2,357円	1日当たり
要介護2	8,226円	823円	1,646円	2,468円	1日当たり
要介護3	8,462円	847円	1,693円	2,539円	1日当たり
要介護4	8,637円	864円	1,728円	2,592円	1日当たり
要介護5	8,821円	883円	1,765円	2,647円	1日当たり

(3) 介護保険法に基づくサービス加算料

加算項目	介護保険費用	利用者負担額			備 考
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
初期加算（入居日から30日以内の期間）	308円	31円	62円	93円	1日当たり
医療連携体制加算Ⅰ（イ）	585円	59円	117円	176円	1日当たり
サービス提供体制強化加算Ⅰ	225円	23円	45円	68円	1日当たり
若年性認知症利用者受入加算	1,232円	124円	247円	370円	1日当たり
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	3円	6円	9円	1日当たり
夜間支援体制加算Ⅰ	513円	52円	103円	154円	1日当たり
協力医療機関連携加算Ⅰ	1,027円	103円	206円	309円	1日当たり
退居時相談援助加算	4,108円	411円	822円	1,233円	1回当たり
退居時情報提供加算	2,567円	257円	514円	771円	1回限り
看取り介護加算1（死亡日以前31日以上45日以下）	739円	74円	148円	222円	1日当たり
看取り介護加算2（死亡日以前4日以上30日以下）	1,478円	148円	296円	444円	1日当たり
看取り介護加算3（死亡日以前2日又は3日前）	6,983円	699円	1,397円	2,095円	1日当たり
看取り介護加算4（死亡日）	13,145円	1,315円	2,629円	3,944円	1日当たり
科学的介護推進加算	410円	41円	82円	123円	1月当たり
口腔衛生管理加算	310円	31円	62円	93円	1月当たり
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の155/1000				1月当たり

(4) 介護保険外に必要な利用料金及び受領基準

料金項目	単 位	利用料金	備 考
家 賃	1ヶ月	60,000円	入退居について 〔10日以内の場合は半額〕 〔10日超の場合は全額〕
水道光熱費	1ヶ月	20,000円	
共 益 費	1ヶ月	18,000円	
食事費	1 日	1,800円	(内訳) 朝食 350円 昼食 730円 夕食 600円 おやつ 120円
おむつ代		実費	
その他の費用		実費	
認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、通常必要となる日常生活の便宜の提供に係る費用であって、入居者の負担とすることが適当と認められる費用。			

事業者は、(1)～(4)までに掲げる費用の額に係るサービスを提供するに当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容と利用料について説明を行い、入居者又は家族の同意を得なければならない。

(5) 利用料金の支払い方法

- ① 入居保証金は、入居契約時に支払うものとする。
- ② 入居当月の家賃は、入居契約時に支払うものとする。
- ③ 家賃は、翌月分を当月の利用料と一緒に支払うものとする。
- ④ 毎月の利用料の請求明細は、おおむね翌月10日までに家族又は代理人へ手渡す。
- ⑤ 支払いについては、あらかじめ手続きをしていただいた指定金融機関から引き落とす。尚、現金支払いの場合は、請求書発行月の末までに当ホームにご持参いただく。
- ⑥ 上記にかかわらず、短期入居者については、家賃は入居時に、その他の利用料は退所時に支払うものとする。

(6) 利用料金の変更

サービス利用料金について、介護給付体系に変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

1.2 当事業所は、緊急事態が発生した場合、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 主治医又は協力医療機関へ速やかに連絡し適切な措置を講じる。
- (2) 家族への連絡を速やかに行う。

1.3 衛生管理等

- (1) 入居者の使用する食器等その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて市役所、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備している。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1.4 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定している。
虐待防止に関する責任者：杉浦 大輔（グループホーム友愛管理者）
虐待防止に関する窓口：杉浦 大輔（グループホーム友愛管理者）
- (2) 研修など通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。個別支援計画の作成など適切な支援に努める。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 職員が支援に当たっての悩みや苦労等を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

1.5 身体的拘束等について

事業者は、原則として入居者に対して身体的拘束等を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入居者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがある。その場合、「身体拘束等に関する説明書・経過観察記録」に態様及び時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録を行い、5年間保存する。

また、事業者として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- (3) 一時性・・・入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

※緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

事業所が前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束等廃止委員会を設置する。
- (2) 当該入所者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

1.6 外出・外泊

家族の同意がある場合は、外出・外泊は自由とする。但し、事前に届を出しておくこと。

1.7 面会

面会者の範囲は家族、親戚、友人等（何時でも自由です）

1.8 秘密の保持

業務上知り得た入居者及び家族の情報や秘密事項は、適正な理由がない限り、他に漏洩させてはならない。

1.9 損害賠償

サービスの提供中に、入居者に重大な障害を与えた場合、その原因が事業所の過失と認められた場合、その障害の賠償を行う。但し、入居者に過失があった場合、賠償額は減額される。入居者の故意、重過失により居室又は備品に、修復不可能な損害が発生した場合、入居者又は代理人の方はこれを弁償するものとする。

2.0 事故発生時の対応方法について

入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行う。

また、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2.1 苦情受付について

当事業所に対する、苦情については下記の窓口で対応を行う。

- (1) 受付電話番号 0774-57-0320（FAX：0774-57-0321）
- (2) 受付担当者 杉浦 大輔

※内容について納得しない場合は、下記の相談・苦情窓口を紹介する。

相談・苦情窓口	電話番号	FAX番号
城陽市高齢介護課	0774-56-4043	0774-56-3999
京都府国保連合会 苦情相談窓口	075-354-9090	075-354-9055
京都府社協福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152	075-212-2450

2.2 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護全般の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

2.3 第三者評価の実施状況

平成24年（2012年）1月20日、第三者評価実施

評価機関の名称 特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター

2.4 外部評価の実施状況

令和7年（2025年）1月24日、外部評価実施

評価機関の名称 一般社団法人 京都ボランティア協会

令和4年（2022年）11月25日、外部評価実施

評価機関の名称 一般社団法人 京都ボランティア協会

令和2年（2020年）12月16日、外部評価実施

評価機関の名称 一般社団法人 市民生活総合サポートセンター

平成31年（2019年）1月11日、外部評価実施

評価機関の名称 特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター

平成29年（2017年）1月18日、外部評価実施

評価機関の名称 特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター

私儀、認知症対応型共同生活介護の「利用上の重要事項」について説明し、「利用上の重要事項」を交付しました。

令和 年 月 日

説明者：住所 京都府城陽市市辺中垣内4番地

名称 グループホーム友愛

氏名 印

私儀、本書に基づいて、事業者から認知症対応型共同生活介護の「利用上の重要事項」について説明を受け、内容について同意し「利用上の重要事項」を受け取りました。

令和 年 月 日

入居者：住所

氏名 印

代理人：住所

氏名 印